

司法書士実務家講演会

『成年後見業務のやりがいと司法書士の役割』

7月30日(土) LEC 札幌本校にて

各種資格・国家試験の総合スクール東京リーガルマインド(LEC)は、このたび、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート札幌支部副支部長・千貝愛氏をお招きし、7月30日(土)にLEC札幌本校にて「成年後見業務のやりがいと司法書士の役割」と題した特別講演会を開催いたします。

◆ 成年後見制度の必要性とは

社会の高齢化が進む中、ますます需要が高まると見込まれる「成年後見」について、司法書士として成年後見制度の第一線で取り組まれている千貝先生に、実際に体験した実務の事例をもとに、司法書士の役割、成年後見制度の問題点、今後の課題についてお話いただきます。本講演を通して、成年後見制度において、司法書士が果たすべき役割を再確認していただくことをねらいとしています。

【成年後見制度とは?】

認知症、知的障害、精神障害などの理由で、不動産や預貯金などの財産管理、介護サービスや施設への入所に関する契約の締結、遺産分割の協議などを本人が行うのが難しい人、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまうなど判断能力の不十分な人を保護し、支援する制度。法定後見制度(※1)と任意後見制度(※2)の2種類がある。1999年12月、「民法の一部を改正する法律」、「任意後見契約に関する法律」、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「後見登記等に関する法律」の4法が改正され、2000年4月に施行されたことによりスタートした。

(※1)法定後見制度:「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選ぶことができる。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為、本人が自分で法律行為をするときの同意、本人が同意を得ないで行った不利益な法律行為を後から取り消すなどの保護・支援を行う。

(※2)任意後見制度:本人が十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分な状態になった場合に備えてあらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおくもの。そうすることで、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などをすることにより、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になる。

◆ 講演会概要

タイトル	成年後見業務のやりがいと司法書士の役割	
講師	千貝 愛 氏 (公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート札幌支部副支部長/司法書士) <略歴> 平成11年 立命館大学文学部卒業。平成16年 司法書士試験合格。平成17年 司法書士事務所開業、札幌司法書士会入会、社団法人成年後見センター リーガルサポート札幌支部入会。平成23年 公益社団法人成年後見センターリーガルサポート札幌支部副支部長就任。	
開催日時	2011年7月30日(土) 14:00~15:30 ※質疑応答含む	
会場	LEC 札幌本校 【所在地】北海道札幌市中央区北4条西5-1 アスティ45ビル(受付3階) 【交通】JR 札幌駅南口より徒歩2分。地下鉄札幌駅地下街「Apia」(アピア)より、アスティ45ビルへ直結、徒歩1分。	
参加料	無料	
対象	成年後見制度にご関心のある方、司法書士資格にご関心のある方、司法書士を目指している方、司法書士業務に従事している方	

★詳細はこちら→ <http://www.lec-jp.com/event/entry/index.php?id=2291>

本件に関するお問い合わせ LEC東京リーガルマインド コールセンター TEL:0570-064-464

取材に関するお問い合わせ LEC東京リーガルマインド 広報課 TEL:03-5913-6220